

中国（上海）自由貿易試験区要望書

2014年12月19日

上海日本商工クラブ

ジェトロ上海事務所

在上海日本国総領事館

中国（上海）自由貿易試験区が順調に発展し、中国が更に開放を進めていく良好な経済体として、日本ひいては世界の投資者に対して、より公平で透明性のある環境を提供し、益々多くのチャンスをもたらすことを期待しているところ、以下のとおり要望する。

1 市場開放の拡大

(1) 総論

○批准手続きの簡素化

「先照後証」によって企業設立期間が29日から4日に短縮された。この工商部門の手続き簡素化を高く評価する声が多いが、会社設立後に事業展開をするために必要な各種批准手続きの要件は旧来のままである。

例えば、コンテンツ上で使用のできない表現が明文化されておらず、企業は申請毎に担当部局から指導を受けて修正を迫られるため、批准を得るまでにかかなりの時間を要している。このため、まずは審査要件を明文化していただき、その上で、禁止事項以外の内容は年齢制限を科すなどの国際通則に従った措置を採用頂くよう要望する。

また、公演マネジメントや医療など特別経営項目の事業展開のために必要な「行政認可証」取得の困難さも旧来通りである。現状は、試験区管理委員会関係のコンサルタント会社を通じて高額な手数料を支払わないと「行政認可証」の取得が難しく、「行政認可証」の取得の要件緩和及び期間短縮を要望する。

○サービス貿易に係わる納税手続きの簡素化

国際間取引の役務提供に関連して、中国企業が国外の企業に対して役務提供を行った場合に、中国法規上は免税とされるべき流通税である増値税について免税が認められないケースが発生している。本来、流通税は当該国内で消費されたものに対して課税されるべきであるため、手続きを踏めば、原則的に免税が認められる性質のものであるが、免税が認められずに企業にとって追加の資金負担が発生している。企業の負担軽減の観点から、国際間取引における役務提供に係わる増値税の免税措置について免税適用要件の緩和を要望する。

○運用の周知

中国ビジネス環境が大きく変化する中、時代の変化に合わせた新規ビジネスの展開を検討する中で、自貿区での規制緩和措置の活用も視野に入れて真剣に検討する企業が増えてきた。

しかし、当局から公布される関連通達の多くが条文の読み込みだけでは不透明であり、中には記述ぶりが複雑かつ曖昧で業界の専門家ですら理解出来ない条文もあるところ、担当部門に確認しなければならない。

このため、業種を絞ったサロン形式での実務的な説明会を開催したいと考えているところ、同説明会の講師派遣などの協力を賜りたい。

○内外無差別

ネガティブリストとは、外国の企業が中国（上海）自由貿易試験区で事業展開をする際、制限・禁止される分野を列挙したものであり、ネガティブリストに記載がない分野は内資系企業同様に外資系企業にも開放されたことを意味し、原則的に内国民待遇扱いと承知している。

他方で、一部項目では内外無差別が進んでいない。例えば、保安サービスに関して言えば、2010年1月に国務院から公布された「保安サービス管理条例」で、オフィスなどの施設に対して警備サービスを提供する保安サービス会社の独資設立が開放された。しかし、関係部門である公安の認可取得が困難なため、現実的には事業展開が出来ない。内外無差別の扱いを着実に進めていただくよう要望する。

（２）輸入規制緩和

○食品

現在、安全で高品質な日本の農水産品に対する中国人消費者の購買意欲が高まっている。例えば、2012年12月に日本貿易振興機構の実施した上海市及びその近郊の消費者を対象とした好きな外国料理に関するアンケート調査によると、欧米、アジア、アフリカ各国の料理の中で、日本料理をあげる声も高いことがわかっている（約25%）。

輸入規制が緩和されれば、上海の市民に多彩で豊富な日本食材を提供することができるようになり、市民の食文化がより一層充実し、食生活の質の向上にもつながると考えられる。さらに、より多くの日本の輸入産品が中国市場で流通すれば、物流や衛生管理分野で日中両国企業の民間協力が活性化し、中国国内のコールドチェーンや食品管理システムが一段と改善されるなどの効果も期待される。上海市では、全国に先駆けて自由貿易試験区が設置され、国際水準に合致した貿易・投資ルールの整備のため、輸入貨物の区内搬入手続きや検査

検疫手続きの簡素化が進展しているところ、試行措置の一環として、日本からの製品について、輸入手続きに係わる規制の緩和・廃止を進めていただきたい。

○化粧品、医療品、介護用品

日本からの化粧品、医療品、介護用品について、輸入手続きに係わる規制の緩和・廃止を実験的に進めていただくよう要望する。

○3C認証規制

3C認証規制の提出書類が多いため、対象となる電機ケーブルや弱電機器類などの輸入手続きが煩雑であるところ、段階的に規制を緩和いただきたい。

(3) 旅行業

○期間短縮

自貿区設立の中外合資旅行会社の中国国民の海外旅行業務の取扱は企業設立後、2年間待ってから許可されると指導を受けているところ、同期間の短縮を要望する。

○細則公布

旅行分野に関する実施細則が公布されていない状況であるが、実施細則公布の際には、出資規制を設けないなど、既に自貿区に登録した中外合資旅行会社の取組を追認していただくことを要望する。

(4) 建設業

○外資建築企業の受注制限の撤廃

100%外資の建築企業の受注できる工事が限定されており、大規模インフラ工事及び公共工事の受注ができないため、外資系建設企業は外資系プロジェクトという限られたマーケット内で過当競争に陥っており、中国の建設業の発展のために十分な貢献が出来ない状況である。外資系建設企業には中資系プロジェクトの受注が認められない中、中国市場に見切りをつけて撤退する企業も出てきているところ、「中国（上海）自由貿易試験区で外商投資工事企業の設立に関する通知」（沪建交聯（2013）997号）の見直し等を通じて、試験区設立外資系建設企業による中資系企業の建設プロジェクトの受注を試験的に認めていただくよう要望する。

○建築業務における資質等級に基づく資質等級要件の緩和及び施工制限の緩和
外国資本の建設業者の資質証書（建設業許可証）については、「特級」「1級」

「2級」「3級」といった資質の等級ごとに資本金、技術者数等の厳しい要件が課され、資質等級に応じて建設できる建物の規模に制限がある。

中資系プロジェクトの受注が出来ず、苦しい戦いを強いられているにもかかわらず、昨今、この資質等級要件が蘇州や常熟など各地で引き上げられており、外資系企業にとっては技術力やイノベーション力があるにもかかわらず、入札に参加さえできない状況である。

自貿区の実験の一環として資質等級などの資格要件の緩和を実験的に緩和いただき、自由に入札に参加できる市場形成に努めていただきたい。

○設計員の資格要件の緩和

外資建築企業は中国国内の設計員の資格を実質的に取得ができないため、海外の先端的なデザイナーが自由に活動できないところ、設計員の資格要件の緩和を検討いただきたい。

(5) 通信

○付加価値電信業務の一段の開放

日系通信企業の共通の認識として、基礎電信業務の規制緩和や開放よりもむしろ、付加価値電信業務を中心として一段の規制緩和を希望している。

付加価値電信業務は、あらゆる産業にとっての基礎的な情報インフラである。仮に付加価値電信業務が更に外資系企業に開放されれば、中国国内に存する企業の事業環境の更なる整備・安定化に貢献でき、これが、製造業のみならず、今後中国国内において更なる成長が期待されるサービス業の対中投資を一段と促進させると期待される場所、具体的に以下の点につき要望する。

なお、日系通信企業は、日本国内等において、高速で安価な光ファイバ網、モバイル通信、クラウドサービス等、世界最高水準のICT環境を実現しており、付加価値電信業務が開放されれば、その環境整備で培ったノウハウを活用して中国経済の発展に貢献できるものと考えている。

・インターネット接続サービスの解禁

(中国の国内法規で認可された商品に限って) 国外の商品をオンラインショップで購入したいとの消費者のニーズが高まっており、また、国際的にクラウドサービスが普及しつつあるところ、インターネット接続サービス(例: オンラインショップ情報コンテンツ、オンライン取引、オンラインアプリケーション等を提供)の外資系企業への解禁を要望する。

・インターネットデータセンター(IDC)業務の解禁

企業によっては中国国外にデータセンターを利用して、中国国内で各種情報サービスを提供しているが、遅延等の問題が発生し、国内企業の営業活動に支障が生じるケースが見受けられる。こうしたトラブルを回避し、既存の基礎電信業務事業者の既存設備を活用しつつより良い通信環境をデータセンター利用者に提供することで、中国国内での各種情報サービスの高度化を図るため、自貿区内でのインターネット回線まで含めたデータセンター（IDC）の外資系企業への解禁を要望する。

・通信エリア限定の撤廃

通信サービスはインフラ事業であるため、参入する際には、設備、技術、人員など相応の投資額が必要となるが、仮にインターネットのサービスエリアが自貿区内に限定されてしまうということであれば、通信業務は事実上採算が合わずに参入が非常に難しくなるところ、自貿区設立の企業の通信サービスの全国展開を認めて頂きたい。

・付加価値電信業務に係る詳細な制度設計の更なる推進と情報提供の実施

付加価値電信業務については、現在、詳細な制度設計が進みつつあると認識しているが、上記要望事項を踏まえつつこれを更に進めるとともに、具体的にどのような業務が実施可能になるのかが明確に分かるよう、説明会の開催、資料の共有等の情報提供を頂きたい。

・MVNOの解禁

中国3大キャリアのMVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者）ライセンスが一部の中資系企業に解禁され、通信分野の競争促進が図られている現状を心から歓迎する。これを更に進めるため、自貿区設立の外資系企業についてもMVNOへの参入解禁を要望する。

（6）出版

○販売会社と流通会社

出版社（電子書籍を含む）について外資規制があり、中国国内で外資が出版社を設立することができない。また流通については、合併等であることが条件となっているところ、当該規制の緩和・撤廃を要望する。

（7）教育

○早期教育や小中高大の就学分野

現状、外国語や技術教育など職業研修の緩和にとどまっていることから、よ

り年齢層が低い早期教育や小中高大の就学分野における規制も、例えば、独資での会社設立の認可などを認めていただくよう要望する。また、規制緩和の際にはエリア制限を設けないようお願いしたい。

(8) 職業仲介サービス

○独資での進出

現状、外資系企業の職業仲介機構は、合併規制が設けられているため、独資での進出を試験的に認めていただきたい。

(9) 投資管理

○外資系企業の上場

株式制の外資系投資会社の設立が認められたが、肝心の外資系企業上場のための規制緩和が実施されていないところ、外資系企業上場のための緩和措置を要望する。

(10) バイオ産業

○バイオ液体燃料の規制撤廃

大気汚染をはじめとする環境問題への対応に関しては、環境負荷の低いバイオ液体燃料の活用が有効な対策の一つと考えられるところ、外国の先進技術を導入するために、ネガティブリスト上の「C136 バイオ液体燃料（燃料アルコール、バイオディーゼル）生産への投資制限（中国側がマジョリティ）」の制限を撤廃いただきたい。

(11) 新農村建設への貢献

○先進的な農業流通ネットワークの構築

先進的な農業流通ネットワークを構築し、貴国の掲げる新農村建設及び大規模農業の整備に貢献できると考えられるため、ネガティブリスト上の「F576 農薬、農業用フィルム、保税油の卸売、配送への投資を制限」を撤廃いただきたい。

(12) 越境電子商取引の推進

○新規参入の認可と低減税率の導入

越境電子商取引関連における個人輸入貨物の取扱いは現状試験的措置として「中国郵政」及び中国税関係企業に限定されている。国外商品の電子商取引が活発化する中、よりよい物流サービスの提供のため、外国企業を含む一般物流業者の参入を認めていただきたい。また、中国国内の消費者に対する輸入関税

手続きの簡素化のために、関税免税枠を拡大するとともに、増値税や関税に対する低減税率の範囲拡大を要望する。

(13) 資源リサイクルビジネスの促進

○助成金導入

資源リサイクルビジネスの健全な発展のために参入条件を明確化いただくとともに、リサイクルビジネスの育成を目的に助成金導入などを検討いただきたい。

(14) 環境・安全アセスメントの審査期間の短縮化

○審査期間の短縮

各種事業に係る環境・安全アセスメントの審査期間の短縮化のために、専門機関へ許認可の権限を委譲するなどの改善措置をご検討いただきたい。

(15) 航空補助サービス

○外資系企業への開放

2014年版ネガティブリストにおいて、荷役制御・通信連絡及び離港制御システムサービス、コンテナの設備管理サービス、旅客と荷物サービス、メールサービス、機坪サービス、機内サービス等7つの陸上サービスは、香港・マカオ企業に開放が限定されているところ、外資系全般に対する規制緩和も実施いただきたい。

(16) 自動車

○自動車平行輸入

自動車並行輸入（中古車、部品も含む）について、パイロット試行する場合、消費者に不利益が生じないように、アフタサービスや三包、リコール等の問題が発生した時にも、適切に対応できるような業者のみが並行輸入をするようにして頂きたい。

また、並行輸入の仕組みなどを定める実施細則の策定に際しては、検討・審議のプロセスに既存メーカー、Distributorも参画させていただき、実施細則をできる限り早く公布いただきたい。

○保税販売

現状では、輸入車は通関時に関税が課されており、販売実態としては、販売店が関税賦課後ベースで商品仕入れ・借入をしている。消費者に早く廉価な車をお届けするため、自動車の保税販売（販売計上時に関税支払い）を許可して

いただきたい。

○出資比率規制の撤廃

自動車製造分野の外資投資は現在50%に制限されている。自由貿易区で自動車生産工場を作る際には、独資での投資を認めていただきたい。

○中古車に対する輸出規制の緩和

現状、中古車輸出は輸出許可証管理によって規制されているが、同管理の規制緩和を実験的に実施いただきたい。

(17) エリア拡大

中国（上海）自由貿易試験区については、4つの保税区を試験区として位置付けていると認識しているが、一方で例えば物流園区2期は自由貿易試験区として認定されていないとも聞く。現在、自由貿易試験区が手狭になりつつあるところ、ぜひ対象エリアの拡大を要望したい。

2 通関

中国（上海）自由貿易試験区における通関関連改革措置は、一線の開放と二線の効率的で安全な管理を行い、進出企業の利便性を向上させるものであり、その改革の方向性は評価できるが、技術的な内容に過ぎないものも少なくない。「大胆に試し、大胆に改める」ことを実行し、企業にとり利便性をさらに向上させるため、最終的には完全なる一線の開放を行い、自由貿易試験区と港の一体化、一体的運用を行うことが望ましいと考える。その上で、現在実施中の通関関連改革措置や現行の通関の状況について改めるべき点を以下のとおり要望する。

（１）先入区、後通関

○一般の事業者が同制度を利用することができる港は限定され、浦東空港において同制度を利用することができるのは特定の事業者のみとなっており、一般の事業者には開放されていない。積卸港を限定せず、条件に合致するすべての企業が同制度を利用可能とすることを要望する。また、現行では免許取得のための資格要件も高く、その緩和を要望する。

○制度上は簡易な申告をもって即座に貨物を引き取ることが可能とされているが、検閲検疫局による商品検査に時間を要するため、貨物の早期引取りができていないところ、改善願いたい。

○利便性の向上のため、混載便による搬入が可能となるよう、一般区から自由貿易試験区への搬入においても搬入後通関を認めていただきたい。

（２）区内自行運輸

○企業の物流コストを低減させる上で有効な制度であるが、自由貿易試験区を構成する４つの税関特殊監督管理区域間のみの運送に適用が限定されている。更なる物流コスト低減のため、同一税関特殊監督管理区域内、自由貿易試験区と港、自由貿易試験区と上海市外を含む他のエリアとの間の運送についてもその適用を拡大することを要望する。

（３）通関手続付属書類の簡素化

○取引契約書やパーチェスオーダー等が実在しない取引においても、一律に書類の提出を求められるところ、運用の改善を図られたい。

（４）倉庫企業ネットワーク監督管理

○税関監督管理ネットワークのシステムが安定しないため、突然メンテナンスが入り、通関できない事態が発生している。レスポンススピードが著しく低下する事態も発生しており、同システムの改善を要望する。

(5) 集中一括納税

○集中一括納税制度を利用するための前提となる担保について、資金圧力を緩和するため現金のみならず他の資産も広く認めていただきたい。また、担保金を積む口座を税関指定の銀行に開設する必要があるところ、対象となる銀行についても広く認めていただきたい。

(6) ゲートの電子自動化管理

○対象企業を限定して実施しているところ、ゲート周辺における渋滞の発生を抑制し円滑なゲート通行を実現するため、より多くの企業が電子自動化管理されたゲートを利用できるよう改善願いたい。

○自由貿易試験区内外を結ぶゲートの通行可能な時間帯が限定されているところ、リードタイムの短縮を図るため、24時間通行可能とすることを要望する。

(7) 再輸出予定貨物の保証金の取扱い

○再輸出予定貨物を暫定（保税）輸入する場合、保証金の支払いを行った上で、再輸出完了後に取得できる通関書類をもって保証金の返却手続を行うことができる。しかしながら、当該通関書類を取得するまでに輸出完了後相当の日数を要することから、暫定（保税）輸入許可期限内に当該手続を行うことができず、保証金から課税されるケースがある。暫定（保税）輸入貨物の輸出情報を当該貨物の暫定（保税）輸入情報と紐付けさせ、自動的に課税されないようシステムの改善をお願いしたい。

(8) 廃棄処分許可基準の明示

○予見可能性向上のため、保税区内における保税貨物の廃棄処分許可基準を明示願いたい。その上で同基準に基づく許可不許可を判断願いたい。

(9) 保税区内におけるCFS業者の指定

○保税区内から混載貨物を再輸出する場合、税関指定のCFS業者を利用する必要があるところ、その費用が高く、貨物が損傷を受けるリスクも高いことから、利用するCFS業者の自由化をお願いしたい。

(10) 外高橋保税區經由輸出取引に関する増値税還付処理

○外高橋保税區を經由する輸出貨物について、実際に船積みされるまで輸出者は増値税の還付を受けることができないところ、企業の資金圧力緩和のため輸出貨物の外高橋保税區搬入の時点で増値税の還付を行うことを要望する。

(11) 外高橋物流園区における検査率低減

○外高橋物流園区における税関検査率が他の地域に比べ高く、特にアパレル関係については検査率が著しく高い。高額な税関検査費用も企業にとって大きな負担となっており、検査率の低減を図っていただきたい。

(12) 電子部品の分抜

○電子部品の通関時に分抜制度の利用により、本通関を事後申告で行い貨物の早期引取りが認められているにもかかわらず、検閲検疫局による商品検査に時間を要し、実質的に早期の引取りが困難であるところ、改善をお願いしたい。

(13) 事前教示の確立

○新規商品の輸入について、当局側に事前に問い合わせても明確な回答が得られず、輸出時における検査官の見解も個々人で異なる現状がある。輸入に関し、必要書類や検閲検疫局による検査項目等について事前に照会可能で、その回答が実際の輸入時にも効力を有する事前教示の確立をお願いしたい。

(14) 制度周知等

○通関に関する制度変更が、事前通知・正式通知もない状況で実施されることがあり、混乱を招いている。制度変更を行う場合には、対応準備のための十分な時間的余裕をもって、税関ホームページに文書で掲載する等配慮願いたい。また、窓口の税関職員が制度変更を理解していないケースも散見されるところ、職員に対しても周知徹底願いたい。

○中国（上海）自由貿易試験区における23の通関関連改革措置について、具体事例を踏まえた研修の機会を提供いただきたい。

3 金融

中国（上海）自由貿易試験区の金融関連改革については、「一線は開放し、二線はコントロールする」との方針の下、自貿区と海外との資金の流れを自由にした上で自貿区と中国本土との資金の流れを規制しようとしている。これは、香港を通じた資金の流れと基本的には同様と考えられる。日系企業の立場から自貿区に進出するためには、香港と自貿区の違いを明確にし、金融面において香港を通じた資金の流れより、自貿区を通じた資金の流れの方が使い勝手が良いことを示す必要があると考える。そのうえで具体的には以下を要望する。

（1）FTA 口座

○「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）」第14条において、自由貿易口座は、経常項目及び直接投資項目のクロスボーダー資金決済を行うことができるとされているが、自貿区と中国本土の資金のやり取りについては、資金用途を限定して管理するのではなく、各銀行において、自貿区と中国本土間の資金移動総額が一定額以上となる場合に制限をかけるような管理手法にすることを要望する。

○現状、FTA 口座を通じて海外から資金を借り入れることはできないと理解。日系企業からは、海外からの安い金利での資金調達を望む声が多いことから、FTA 口座を利用して海外から資金の借入を可能とし、その際には投注差等の制限をかけずに借り入れができるようにすることを要望する。

（2）クロスボーダープーリング

○クロスボーダープーリングで集めた資金を使用する際には、使用用途に応じたエビデンスを確認する必要があることから使い勝手が悪いとの指摘がある。そのため、クロスボーダープーリングで集めた資金についてはより柔軟な使用を認めることを要望する。例えば、現在外貨管理局にて認定している評価の活用や、一定期間のプーリング業務実績において評価を行うこと等により、優良企業については柔軟な使用を認めるなどの制度設計にしてはどうか。

（3）自貿区における人民元国外借入

○「中国（上海）自由貿易試験区におけるクロスボーダー人民元の使用拡大を支持することに関する通知」において、自貿区において国外から人民元を借り入れる場合、投注差ではなく一定の算出式（ $\text{支払済資本} \times 1 \times \text{マクロプルーデンス政策パラメーター}$ ）によって借入が可能となった。しかしながら、現状、マクロプルーデンス政策パラメーターが1（支払済資本額が上限）となっているた

め、企業の資金需要に答えられていない。そのため、マクロプルーデンス政策パラメーターを引き上げて、借入上限額を増やすことを要望する。

（４）投融資改革

○昨年 12 月に人民銀行から公表された「金融による中国（上海）自由貿易試験区建設支持に関する意見」で盛り込まれた投融資改革については、未だ細則が公表されていない状況。「中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）」でも「一項目が成熟したら一項目を推し進める」原則に基づき、各関連部門と別途制定するとされている。自貿区に人民元オフショア市場を創設するためには、集まった人民元の運用方法を多様化させる必要があるため、投融資改革の細則を早急に定めることを要望する。

○自貿区内に拠点を置く企業の海外親会社の非居住者人民元建債券（パンダ債）発行については、実質的には区内企業の人民元建債券の発行であるため、外債枠規制の対象外とし、パンダ債発行の認可も柔軟に認めていただきたい。

○引受先を海外とした中国国内での債券発行については、直接海外企業が引き受けすることは原則として認められておらず、海外企業は QFII または RQFII の枠を使ってしか購入することができない。しかしながら、当該スキームは実質的には海外からの借入のため、QFII または RQFII の枠外として柔軟に認めていただきたい。

（５）生命保険会社及び証券会社の外資独資による設立

○生命保険会社及び証券会社については、独資による設立が認められておらず、事業進出における選択の幅の制約となっている。顧客に対する多様な金融サービスを提供するためにも、上記会社の独資による設立の認可を要望する。

（６）外資健康医療専門保険

○外資向けの健康医療保険専門会社設立について、全体方案別紙の開放措置として、外資独資の医療機構の設立を許可することが謳われているが、細則が定められていないため、どのような業務が可能なのか不透明である。本件に関する細則を早急に定めることを要望する。

（７）リース

○自貿区において認められる、リース業とファクタリング業の兼務に関し、ファクタリング業務を促進する観点から、海外へのファクタリング債権の売却を

柔軟に認めるよう要望する。

○現状、《商務部事務局による外商投資企業の不良資産処理に対する審査許可および管理の強化に関する通知》及び《金融資産管理会社が外資企業を吸収し資産の再建や処理を行うことに関する暫定規定》により外資企業が不良資産買取会社を設立することは困難であるが、自貿区においては外資企業が不良資産買取会社を容易に設立できるようにすることを要望する。例えば、まずは自貿区内のファクタリング業者には不良資産買取業務を認めたらどうか。また、最終的には、自貿区以外のファクタリング業者にも、不良資産買取業務を認めることを要望する。

○中国でリース会社が車検証上の所有者となる場合には陸送事業免許等が必要となり、トラックのリース業務の妨げになっている。自貿区に登録されたリース会社については、このような場合でも陸送事業免許等なしでリース業務が出来るように認めていただきたい。

4 法制度改革の改善

(1) 自貿区内外の制度との整合性

自貿区内外の制度上解釈、制度運用について不一致がみられることから、統一した解釈、運用ルールに基づいた対応を要望する。

(2) 登録資本登記制度、市場主体信用情報公示システム

日本で起業する場合、公証人が認めた定款によって定めた資本金を、銀行に送金した際に受領する資本金保管証明書が必要になる。この証明書をもって会社登記上の資金力から見る信用の担保がなされているところ。

一方、自貿区の場合、登録資本登記条件の緩和により容易になった企業設立について、設立にあたっては商務部門への出資証明書の届け出が必要と聞く。この出資証明書は、企業の信用情報を補完する重要な情報であることから、公開を前提とした運用を要望する。

また、企業の信用情報を補うことができる情報公示システムについて、工商部門、税務部門間のシステムの連動はこれからと聞く。また、税務部門においては、Aランクのみが現在開示されていると聞く。そこで、情報公示については、最上ランクの開示のみにとどまらず企業の経営活動にあたり必要な情報を開示いただきたい。

一方で、部門間のシステムを連動した場合、他部門の評価が当該部門の評価に影響を与えないか懸念を感じるころ、各部門の審査独立性を確保したうえでシステムを連動させることを要望する。

(3) 営業許可証の統一

営業許可証が3種類に統一された点については、その手続きを簡素化し、所要時間を短縮できることに対しメリットを感じている。ついでには、営業許可証の種類や記載事項について、全国での統一化を要望する。

(4) 下級部門への権限委譲

下級部門への権限移譲については、非常に有益なものと考えている。試験的に導入し課題が解決された後は、全国レベルの導入を要望する。一方で、担当官の裁量による解釈、運用ルールの不一致などが起きぬよう、権限移譲にあたっては統一した解釈、運用ルールに基づいた対応をお願いしたい。

(5) 一括受理制度

一括受理制度により手続きの簡素化、時間の短縮が図られたと認識している。

更なる手続きの簡素化、効率化を図るべくご検討いただきたい。

(6) 知的財産権紛争解決・支援システム

著作権管理の効率化が期待できると考えているところ。例えば、国内に入った物品のうち未通関の物品の商標が侵害された際どうなるのかなど、具体的な事例を想定したうえでの制度面の充実化を図っていただきたい。

(7) 電子営業許可証、電子認証システム

審査手続きの効率化を期待できることから、有効性が確認できれば全国への早期導入をお願いしたい。

(8) 税務電子システム

(7)と同様手続きの簡素化が期待できるので、早期の全国への導入をお願いしたい。

(9) 外国人のビザ・居留手続き

「中国（上海）自由貿易試験区条例」の第24条では、自貿区内企業の外国籍社員や中国籍社員、区内企業により招聘された外国籍出張者に対する入境、出境、在留に係る便宜を提供する旨記載されているところ、細則の作成、および早期実施を要望する。

以 上